

森林のはたらき

山岳林・平地林などの森林は、水源の
かん養や土砂災害の防止のほか、快適
な生活環境の保全、二酸化炭素の吸収
など、私たちの暮らしにおいて重要な
役割を果たしています。

特集

森林湖沼環境税

～ いばらきの美しい水と緑を未来へ ～

湖沼のはたらき

霞ヶ浦(西浦、北浦、常陸利根川)をはじ
めとする県内の湖沼は、飲料水や工業
用水、農業用水の水源としてだけでな
く、レクリエーションの場として、また、
私たちの心の安らぎの場として毎日の
生活に重要な役割を果たしています。

森林湖沼環境税PRキャラバンを実施します！

本県の大切な森林や湖沼・河川について、県民の皆さまとともに考えるため、森林湖沼環境税を活用した事業やその実績などについてご紹介するPRキャラバンを県内各地で実施します。

ご来場の方やアンケートにご協力いただいた方には、プレゼントを用意しています。ぜひ、足をお運びください。



開催スケジュール

開催日	時 間	会 場
7月10日(日)	10時～17時	イオンモール水戸内原 (水戸市中原町字西135)
7月23日(土)	10時～16時	日立シビックセンターエコフェス2016会場内 (日立市幸町1-21-1)
7月31日(日)	10時～17時	イオン鹿嶋店 (鹿嶋市宮中290-1)
8月7日(日)	9時～17時	イオンモールつくば (つくば市稲岡66-1)

※県西地区は10月以降に開催予定です。後日、ホームページでご案内します。

森林湖沼環境税とは？

県民共有の財産である森林や湖沼・河川を良好な状態で次世代に引き継ぐため、平成20年度から導入している県民税です。

皆さまに納めていただいた森林湖沼環境税を活用して、荒廃した森林の間伐や高度処理型浄化槽の設置促進など、自然環境の保全に取り組んでいます。



森林湖沼環境税のしくみ

納 め る 人

県内に住所や事務所などがある
個人※、法人

※住民税(県民税均等割)を納める人と同じです

納 め る 額

【個人】1,000円/年

【法人】県民税均等割額の10%/年

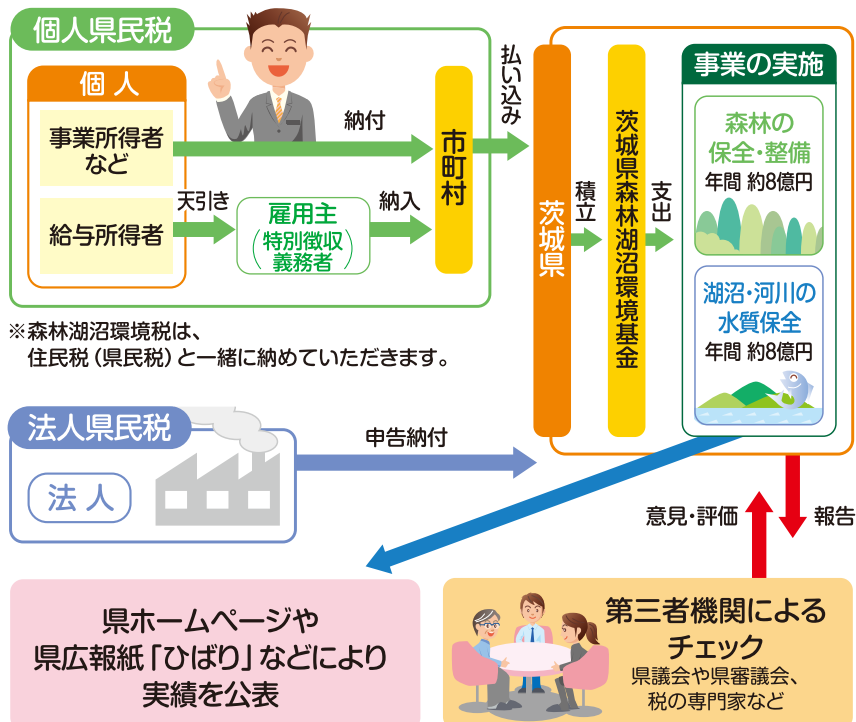
納 め る 期 間

平成20年度から平成29年度まで

お問い合わせ先

- 税のしくみに関すること
☎ 県税務課 ☎029(301)2418
 - 税の使いみちに関すること(森林)
☎ 県林政課 ☎029(301)4021
 - 税の使いみちに関すること(湖沼・河川)
☎ 県環境対策課 ☎029(301)2968
- 🔍 「茨城県 森林湖沼環境税」で検索

納税から事業実施までの流れ



活用した取り組み

(平成27年度)

湖沼・河川の
水質保全

生活排水など汚濁負荷量の削減

- 高度処理型浄化槽の設置などへの補助
(1,192基)
- 下水道や農業集落排水施設への
接続を支援
(下水道:429件、農業集落排水:90件)
- 工場・事業場の立入検査(375事業所)
- 堆肥の流通を促進



高度処理型浄化槽の設置



工場・事業場の立入検査

農地からの流出水対策 ●農業排水を農業用水として再利用する循環かんがい施設を整備・管理(8カ所)

県民参加の 水質保全活動を推進

- 市民団体の環境保全活動を支援(30団体)
- 小・中学生などを対象にした湖上での
環境学習(300回、参加人数:9,049人)
- ヨシ帯の保全活動を支援(10活動組織)



霞ヶ浦湖上体験スクール



ヨシ帯の保全活動

水辺環境の保全

- 湖水や河川などを直接浄化する
実証試験
- アオコ抑制装置を設置し悪臭被害などを防止
- 未利用魚の回収(191.5トン)
- 霞ヶ浦・北浦の水質改善に向けた試験研究



アオコ抑制装置の設置



未利用魚の回収

平成27年度事業による年間負荷削減量

COD	全窒素	全りん
約 47 トン	約 24 トン	約 2.9 トン

平均的な家庭が1年間に排出する負荷量(COD)の約**6,700世帯分**に相当

※COD…化学的酸素要求量のこと。水質汚濁の原因となる水中の有機物に関する指標の一つです。

平成25～27年度の3年間の事業による年間負荷削減量

平均的な家庭が1年間に排出する負荷量(COD)の約**20,400世帯分**に相当

Q「窒素やりん」は、
どうして削減しないと
いけないの？

A.窒素やりんなどの栄養塩類は、植物が育つために必要な物質です。しかし、水中の窒素やりんが多くなりすぎて富栄養化が進むと植物プランクトンが増加し、アオコが発生してしまいます。また、植物プランクトンの増加に伴って、湖内の有機物も増え、湖が汚れてしまうことにつながるのです。

森林環境保全のための適正な森林整備の推進

- 荒廃した森林の間伐(1,329ヘクタール)
- 間伐作業道の開設(72,211メートル)
- 身近な平地林や里山林の整備(106ヘクタール)
- 海岸防災林の機能強化
(広葉樹などの植栽:13.5ヘクタール、
松くい虫被害木伐採:2,283立方メートル)



間伐した森林



整備した平地林

いばらき木づかい運動の推進

- 県産木材を使用した
木造住宅建築への補助(167戸)
- 公共施設などの木造化・木質化(5施設)
- 学校などへの
木製品(椅子や机など)の導入
(39施設)



県産木材を使った住宅の建築



小学校に導入された木製品

県民協働による 森林づくりの推進

- 地域の森づくり活動などの支援
(20団体)
- 森林・林業体験学習(参加人数:11,741人)
- 筑波山のブナ林保護活動
(林床ササ刈り:750平方メートル)



地域の森づくり活動



森林・林業体験学習

平成27年度事業により増加した年間炭素吸収量

約**2,466**炭素トン

平均的な家庭が1年間に排出する炭素量の約**1,700世帯分**に相当

平成25～27年度の3年間の事業により増加した年間炭素吸収量

約**13,498**炭素トン

平均的な家庭が1年間に排出する炭素量の約**9,400世帯分**に相当

※一度整備した森林は、一定期間炭素吸収量が増加した状態が続きます。

Q 間伐は
どうして
必要なの？

A.人が苗木を植えて育てた森林を「人工林」といいます。「人工林」は、木の成長に応じて間伐を行わないと、枝や葉が重なり合って太陽の光が入らない暗い森林になり、木の成長が悪くなるばかりでなく、下草が生えないため雨が降ると土砂が流れやすくなり、森林の土が水を蓄えるという機能が失われてしまいます。間伐は、健全な森林をつくるために欠かせない作業です。